平成２０年（フ）第３０２９号
神奈川県茅ヶ崎市西久保754番地１
破産者　佐山　敦子
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９２号
横浜市港南区港南４丁目10番27号
破産者　野間　　太
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１０９号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番２―510号
破産者　佐々木清子
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９３号
千葉県松戸市金ケ作28番地ユニバース八柱406、住民票上の住所長野市大字三輪1283番地７
破産者　中澤征志郎
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６５号
京都市伏見区醍醐落保町８番地　勝本荘１号
破産者　勝本　征治
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６４４号
大阪府貝塚市澤741番地の１アーバンライフ二色201号、前住所大阪府泉佐野市鶴原1487番地の９
破産者　古谷　　博（旧姓馬原）
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
大阪府岸和田市小松里町1126番地の４レオパレスＧＲＥＥＮ204号、前住所大阪府泉佐野市湊３丁目４番36号
破産者　熊澤　史郎
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
兵庫県西脇市野村町1813番地の16
破産者　妹尾建設こと　妹尾真佐男
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２３６号
奈良市藤ノ木台３丁目22番11号
破産者　早川香織こと　章　　香織
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３０６号
新潟県新潟市西区鳥原629番地８
破産者　若山　亜弥
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
新潟県新潟市中央区西堀通３番町796番地
破産者　五十嵐美知子
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５号
佐賀県唐津市鏡2627番地11
破産者　鴨川　正昭
１　決定年月日　平成21年11月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第３７号
神奈川県平塚市西真土４丁目19番33号
破産者　西久保勝之
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１１号
埼玉県東松山市大字東平1842番地48、破産手続開始決定時の住所富山県黒部市新天124番地15
破産者　川口　幸與
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１２号
埼玉県東松山市大字東平1842番地48、破産手続開始決定時の住所富山県黒部市新天124番地15
破産者　川口　笑子
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１１７６号
名古屋市東区芳野３丁目１番14号　明圓１Ａ号、開始決定時の住所名古屋市東区徳川２丁目18番14号
破産者　写真工房ユニオンカラーこと　水野　和則
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１１号
名古屋市南区戸部下１丁目９番57号　戸部下住宅１棟708号
破産者　大越組こと　大越　政義
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１７０１号
兵庫県三木市吉川町米田271番地
破産者　荒田　　博
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部